小山市森林整備計画(変更)



自 令和 4年 4月 1日 計画期間

至 令和14年 3月31日

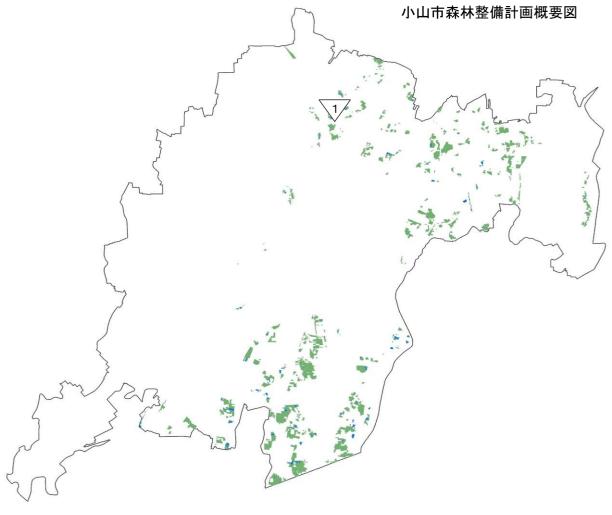
樹立年月日 令和 4年 4月 1日 変更年月日 令和 6年 4月 1日

> 栃 木 県 小 山 市

小山市の森づくりの構想

〇市民の生活環境を保全するため、コナラ・クヌギを主体とする広葉樹や郷土樹種からなる多様な森林の整備を推進します。

〇思川 · 鬼怒川の河畔林や貴重な平地林の保全を 図ります。



凡	例
	地域森林計画対象民有林 (天然林)
	地域森林計画対象民有林 (人工林)
1	森林の総合利用施設 (東島田ふるさとの森)

目 次

小	山市森林整備計画の策定にあたって		1
Ι	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項		
_	1 森林整備の現状と課題		2
	2 森林整備の基本方針		3
	3 森林施業の合理化に関する基本方針		4
	3 林仲旭未の日生にに関する本の方面		4
Ι	森林の整備に関する事項		
	第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項	を除く。)	
	1 樹種別の立木の標準伐期齢		5
	2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法		5
	3 その他必要な事項		6
	第 2 造林に関する事項		
	1 人工造林に関する事項		7
	2 天然更新に関する事項		9
	3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する	車佰	10
	4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は		10
	# 森林広第10末の9第4項の規定に参うへ及床の中止又16 造林をすべき旨の命令の基準	k	11
	5 その他必要な事項		11
	第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準	的な方法その他間伐及び保育の基準	
	1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な力		12
	2 保育の種類別の標準的な方法		13
	3 その他必要な事項		13
	第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項		
	1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における	る施業の方法 ・・・・・・・・	14
	2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推	進すべき森林の	
	区域及び当該区域内における施業の方法		15
	3 その他必要な事項		15
	第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進	- 朗士ス東西	
	1 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営の		15
			10
	2 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営の規	見候の拡入を	
	促進するための方策		15
	3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意す	「べき事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	4 森林経営管理制度の活用に関する事項		15
	5 その他必要な事項		15
	第 6 森林施業の共同化の促進に関する事項		
	1 森林施業の共同化の促進に関する方針		16
	2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進	方策	16
	3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項		16
	4 その他必要な事項		16
	- :		-

第 7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項		
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び		
作業システムに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		16
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項		16
3 作業路網の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		16
4 その他必要な事項		16
第 8 その他必要な事項		
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項		17
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項		17
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項		17
Ⅲ 森林の保護に関する事項		
第 1 鳥獣害の防止に関する事項		
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法		19
2 その他必要な事項		19
第 2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	Į	
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		19
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)		19
3 林野火災の予防の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		19
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項		19
5 その他必要な事項		19
Ⅳ 森林の保健機能の維持増進に関する事項		
1 保健機能森林の区域		19
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採		
その他の施業の方法に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		20
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項		20
4 その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		20
V その他森林の整備のために必要な事項		
1 森林経営計画の作成に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		21
2 生活環境の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		21
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		22
4 森林の総合利用の推進に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		22
5 住民参加による森林の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		22
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		23
7 その他必要な事項		23
用語解説集		25

小山市森林整備計画の策定にあたって

1 森林計画制度について

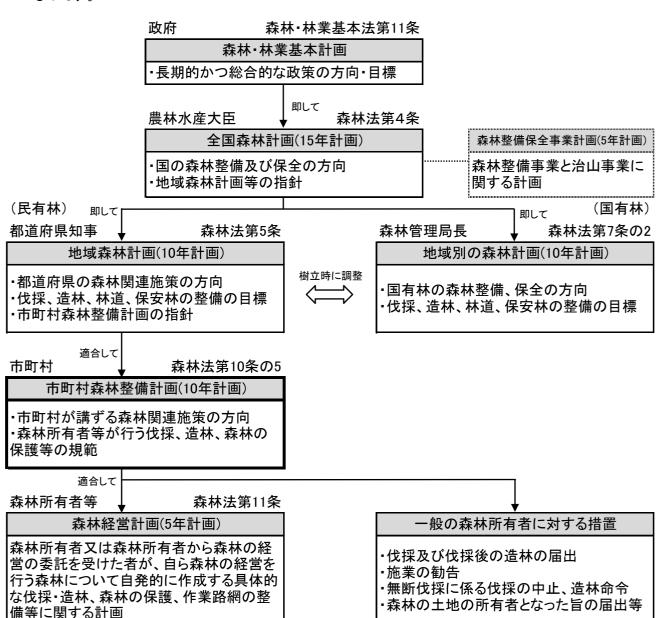
森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源としての経済活動との結びつきなど、多くの働きで私たちの暮らしを支える大切な存在です。

無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害等による災害を発生させる原因となります。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、安定的な林産物供給にも支障をきたすおそれがあります。しかも、森林の造成には長い年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではありません。

そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いの推進が必要であることから、 森林法において森林計画制度が定められています。

2 森林整備計画について

森林整備計画は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保するため、森林法(昭和26年法律第249条)第10条の5に基づき、栃木県が策定している「渡良瀬川地域森林計画」に適合して、市が講ずる森林関連施策の方向及び森林所有者等が行う伐採、造林、森林の保護等の規範を策定するものです。



I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

小山市は、農業、商工業のバランスが良く、市街地の周辺に農地や平地林などの田園環境が広がっており、市内中心部を流れる思川は、総面積約3,300haの国内最大の遊水地として、関東平野の真ん中に4県4市2町にまたがる首都圏の治水の要であるラムサール条約湿地「渡良瀬遊水地」につながっている、首都圏でも有数の田園環境都市です。

本市の総面積は17,175haで、JR宇都宮線、両毛線、水戸線、国道4号、国道50号、新4号国道等が交わる交通の要衝にあります。そのため、都市基盤整備が進行する一方、森林面積は年々減少し、現在では541haと総土地面積に占める割合は僅か3.1%であり、本市のシンボルである平地林が必ずしも良好な環境で保全されているとはいえない状況が続いています。

本市の中央に思川、東に鬼怒川・田川、西に巴波川・永野川などの河川があり、その周辺に河岸段丘林や台地上に残る平地林が本市の郷土景観を構成しています。

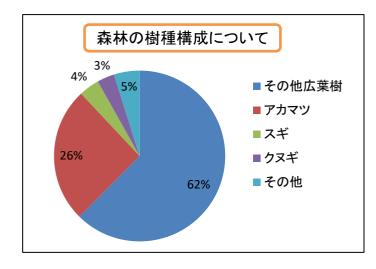
本市の森林は、コナラ、クヌギ等の天然広葉樹とアカマツ天然林が9割以上を占め、全てが民有の平地林となっています。

本市には古墳や城跡周辺の樹林・寺社林・屋敷林など、人の生活とともに守り育まれてきた平地林や樹林が点在しており、市民の憩いの場として広く親しまれています。

このようなかけがえのない平地林を保存していくために、「とちぎの元気な森づくり県民税」や「森林環境譲与税」を活用し、平地林保全に向けた活動・啓発を進めるとともに、森林所有者の理解と協力のもと適切な保全対策を推進しています。

また、これらの森林は、自然環境の保全や地域住民の生活環境の保全等の機能の発揮を通じて、市民生活と深く結びついてきたところです。さらに近年、これに加えて、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の森林の持つ公益的機能への期待が高まってきており、市民の要請は一層、高度化・多様化するものと考えられます。

このような情勢を踏まえ、積極的に森林の適正な保全を図りつつ、森林の有する多面的機能が持続的に総合的かつ高度に発揮されるよう多様な森林整備の推進を図ることが必要になってきています。



令和4年3月現在

項目	面積(ha)	面積構成比
その他広葉樹	337.60	62.42%
アカマツ	138.52	25.61%
スギ	20.87	3.86%
クヌギ	17.65	3.26%
その他	26.25	4.85%
合計	540.89	100.00%



東島田ふるさとの森

2 森林整備の基本方針

(1) 本市の森林整備の基本方針

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

本市の森林はすべてが平地林であり、集落に隣接しているものが多く、地域住民の生活環境に強く密着しています。そのため、森林に求められる機能は、快適環境形成機能や、保健文化機能が主だったものとなります。本市においては、地域住民の生活環境に配慮した里山林の整備を促進することで、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるような森づくりを目指します。



出典:「木材を使用して、元気な森林を取り戻そう!」政府広報オンライン(内閣府大臣官房政府広報室) https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201310/3.html

(2) 地域の目指すべき森林資源の姿と森林整備の基本方針

森林の有する機能の発揮の上から望ましい森林の姿については、次のとおりとします。また、森林の整備及び保全に当たっては、保健文化機能に加え、地球温暖化防止森林吸収源としての機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林の維持造成を推進することとします。なお、これらの公益的機能の区域・森林施業方法については II —第4に記載しています。また、近年の社会的情勢を踏まえ、花粉発生源対策を促進します。

【森林の有する機能と森林の整備及び保全の基本方針及び森林施業の方法】

機能	望ましい(目指す) 森林資源の姿	森林整備の方針
快適環境 形成機能	樹高が高く枝葉が多く 茂っているなど遮蔽能 力に優れ、汚染物質 の吸着能力が高いな ど、諸被害に対する抵 抗性が高い森林	・地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とします。 ・樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。 ・快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
保健・レクリ エーション 機能	自然に接する場として 適切に管理されてい る森林や優れた自然 景観を有する森林	・地域に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。 ・保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
文化機能	必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	・美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。 ・風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
生物多様性保全機能	原生的な自然環境を 構成し、貴重な動植物 の生息、生育に適した 森林	・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全を推進します。 ・野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進します。

(3) 森林施業の推進方策

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、市民等の協力を得ながら、国・県の補助事業を積極的に活用し、適切な森林整備を推進していきます。

また、森林を維持し、自然の推移に委ねるばかりでなく、広葉樹林や針広混交林化、景観の優れた森林に誘導するなど、多様な森林を整備することを推進していきます。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

今後、市民のニーズに応え得る多様な森林資源の整備を推進するには、一定のまとまりをもった森林を対象とし、市・森林所有者が一体となって計画的かつ効率的な施業が実施されることが重要です。

そのためには、森林所有者に対する森林施業に関する啓発を積極的に行い、森林施業の共同化を推進します。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

- 第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものとしますが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。成長の早いエリートッリーや早生樹においては、標準伐期齢によらず、林業普及指導員又は市の林務担当部課とも相談の上、適切な時期に伐採するものとします。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

				樹種			
地域	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然生 針葉樹	天然生 広葉樹	ぼう芽による 広葉樹
全域	35年	40年	30年	30年	100年	100年	15年

- 1 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるも かを含みます。
 - 2 「サワラ」については「スギ」に、「クヌギ」については「ぼう芽による広葉樹」に準じます。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、集材の方法その他必要な事項について定めるものとします。

【立木の伐採(主伐)の標準的な方法の区分】

区 分	内 容	方 法
皆 伐	主伐のうち 択伐以外の もの	皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地が連続することのないように、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を伐採区域の間に確保することとします。
	主伐のうち、 伐採区域の 森林を構成 する立木の	択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、 適切な伐採率によることとします。
択 伐	一部を伐採する方法単本・帯状をは付ける。	植栽等される下層木の良好な生育環境の確保及び林床の目的外植生の生育を抑制する観点から適正な林内照度を確保するため、 材積にかかる伐採率を30%以下とし、伐採後の造林が人工植栽に よる場合は40%以下とします。また、法令等により制限がある場合 はその範囲内で実施することとします。
	位としておお むね均等な 割合で行うも の	新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、 林業普及指導員又は市の林務担当部課と協議の上、適切な伐採率 等で実施することとします。

【立木の伐採(主伐)の留意事項】

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案します。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木や枯損木については残すように努めます。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び渓流周辺や 尾根筋等に保護樹帯を設置します。
- カ 伐採を行う際には森林経営計画及び伐採届出等の区域を超えて伐採(誤伐)しないよう、あらかじめ伐採する区域の明確化を行います。
- キ 集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえて、現地に適した方法により行います。

なお、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、次表を目安として定めるものとします。

【人工林の生産目標ごとの主伐の時期】

樹種	生産目標	仕立て方法	期待径級 (cm)	目安林齢 (年生)
	役物:柱材	密仕立て	24	50
フゼ	一般材	中仕立て	26	50
\ \	一般材	中仕立て	32	60
	造作材	密仕立て	36	80
	役物:柱材	密仕立て	24	60
レル	一般材	中仕立て	26	65
レノヤ	一般材	中仕立て	30	75
	造作材	密仕立て	30	80

3 その他必要な事項

花粉発生源対策の加速化のため、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進します。

第 2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を定めるものとします。なお、必要に応じて品種を定めるほか、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意することとします。さらに、将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れます。

なお、苗木の選定については、生産性の向上、造林コストの低減のため、成長に優れた エリートツリー等の苗木や、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の 使用を進めます。

【人工告林の対象樹種】

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	ギ、ケヤキ、コナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても、在来の高木性の樹種であれば対象とします。

さらに、風致の維持や特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部課と協議の上、適切な樹種を 選択します。

(2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとします。

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植 裁本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1へクタール当たりの標準 的な植栽本数を植栽することとします。

【人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数】

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)
	密仕立て	4,000
スギ	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000
ヒノキ	密仕立て	4,000
レノヤ	中仕立て	3,000

a 複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植栽については、上記の疎 仕立てに相当する本数に下層木以外の立木の伐採率(樹冠占有面積又は材積による率)を乗 じた本数以上を植栽することとします。

b エリートツリーや大苗を、標準的な植栽本数以外の本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の産業観光部農政課と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとします。

イ その他人工造林の方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法について定めるものとします。

【その他人工造林の方法】

区分	標準的な方法
じごしら 地拵えの方法	伐採木及び枝条などが植栽や保育作業の支障とならないように整理するとと もに、林地の保全に配慮します。
植付けの方法	正方形植えを原則とします。
植栽の時期	気象その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、適期に植え付けるものとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し森林の有する多面的機能を発揮させるため、植栽は適地適木を旨として、期間については以下のとおり定めるものとします。

【伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針】

区分	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 及びそれ以外の森林
皆 伐	2年以内
択 伐	5年以内

※択伐は伐採率が40%を超えないものに限ります。また、上記年数は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算した年数とします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、下記の天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図ることとします。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種(後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。)を定めるものとします。

【天然更新の対象樹種】

区分		樹種名	備考
天然更新の対象樹種		シ	左記の樹種は育成に際しての推奨 種であり、その他の樹種であって
	ぼう芽による更新 が可能な樹種	クヌギ、ケヤキ、コナラ、シラカ シ	も、在来の高木性の樹種であれば 対象とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、期待成立本数として想定される本数を定めるとともに、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈以上のものに限る。)を更新すべきこととします。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈(概ね50cm程度とします)については、地域の植生等を勘案して定めるものとします。

イ 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
クヌギ、ケヤキ、コナラ、シ ラカシ	10, 000本/ha

ウ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分		標準的な方法
	地表処理	地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更 新が阻害されている箇所において、林床植物や落葉落枝の除去な どの作業を行うこととします。
下種更新の	刈出し	刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が 阻害されている箇所について行うこととします。
補助作業	植込み	土壌の乾燥などにより、発芽・成長が阻害されるおそれがある場合には、低木や林床植生を部分的に残置し、下種後には必要に応じて落葉などを散布します。また、目的樹種が成立しない箇所には補植します。
	その他	目的樹種の成長の妨げとなるササなどの草本植物のほか、不要木が発生してきた場合には、早めに除去します。
ぼう芽更新の 補助作業	芽かき、 植込み	ぼう芽の優劣が明らかとなる3~4年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数2~4本を目安として、ぼう芽整理を行い、更新の不十分な箇所には、植え込みを行います。
אל זו נפינוו	その他	目的樹種の成長の妨げとなるササなどの草本植物のほか、不要 木が発生してきた場合には、早めに除去します。

エ その他天然更新の方法

地域森林計画の天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の 状況を確認する方法を下記のとおり定めるとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更 新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を 図ります。

【天然更新完了基準】

更新完了の確認方法については、概ね草丈(概ね50cm)以上となった更新木の幼稚樹が林 地の全域にわたり、「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を更新完了の目安とし、 確認を行うものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内を目安とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準】

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する方針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)に示すように、『現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林』とします。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めます。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)の【人工造林の対象樹種】による。

イ天然更新の場合

2の(1)の【天然更新の対象樹種】による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めます。

【生育し得る最大の立木本数として想定される本数】

樹種	生育し得る最大の立木本数と して想定される本数	
クヌギ、ケヤキ、コナラ	10, 000本/ha	

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案した上で、生産目標及び仕立・本数に応じた間伐の方法、回数、実施時期、間隔、間伐率、その他必要な事項を定めるものとします。また、新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は

また、新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部課と協議の上、適切な間伐率で実施できるものとします。

【生産目標・主伐期に応じた標準的な間伐の実施時期と回数】

単位 本数:本/ha、時期:年生

樹種	生産目標	仕立·本数	間伐時期(目安年生)					主伐		
彻性	工生日保	工度日保 江立"本剱	初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	(目安)
	役物:柱材	密•4,000	16	22	28	35	43			50
	一般材	中•3,000	18	25	33	41				50
スギ	一般材	中•3,000	18	25	33	41	50			60
	造作材	密•4,000	16	22	28	35	43		66	80
	一般材	疎•2,000	25	33	41					50
	役物:柱材	密•4,000	18	24	30	40	50			60
ヒノキ	一般材	中•3,000	20	27	35	45	55			65
	一般材	中•3,000	20	27	35	45	55	65		75
	造作材	密•4,000	18	24	30	42	54	67		80

標準的な方法	備考
(ア) 間伐木の選定方法については、主として形質不良木の除去を目的 として行うこととしますが、立木の適正配置を考慮して形質の良い木につ いても選定の対象とする場合があります。	この基準は一般的な目安を示したものであ
(イ) 間伐率は、おおむね20~35%とします。	り、実行に当たって は、個々の森林の育
(ウ) 間伐により適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、 樹木の根の発達が促されるように努めます。	成状況に応じて適機に かつ適確に行い、林木
(エ) 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の団地化に努め作業コストの低減を図るものとします。	の健全な育成を促進 するものとします。

【平均的な間伐の実施時期の間隔】

区分	平均的な間伐の 実施時期の間隔	備考 この基準は一般的な目安を示したも のであり、個々の森林の育成状況や		
標準伐期齢未満	10 年	この基準は一般的な目安を示したものであり、個々の森林の育成状況や 過去の施業の実情に応じて適機にか		
標準伐期齢以上	15 年	回去の施業の美情に応じて過機にか つ適確に行い、林木の健全な育成を 促進するものとします。		

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の育成の促進及び林分の健全化を図るため、原則として下刈、つる切り、除伐及び枝打ちを実施することとし、以下に示す時期を目安として適切な作業方法により実施します。

○下刈:1~7年生程度(必要に応じ期間を変更) ○つる切り:10年生前後(回数適宜)

〇除伐:下草刈り終了後、植栽木以外の樹木が成長し、植栽木の成長を阻害する状況になった

場合(回数は適宜)

○枝打ち:無節高品質材生産の場合等に必要に応じ実施

3 その他必要な事項

つる切り

つる類の繁茂の著しい箇所については、必要に応じ、2~3年に1回立木の生育に支障をきたさないよう実施します。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - I -2森林整備の基本方針【森林の有する機能と森林の整備及び保全の基本方針及び森林施業の方法】に基づき、以下のとおりとします。

なお、区域内において他の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に配慮するととも に、森林の区域については林班、小班により示し特定できるように記載します。

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 該当なし
- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の森林の区域を別表1に定めるものとします。

区分 ゾーニング	対象とすべき森林	森林施業の方法
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	保健保安林などの市民の保健・ 教育的利用等に適した森林、史 跡等と一体となり優れた自然景 観等を形成する森林、保健文化 機能の評価区分が高い森林等	森林施業の方法として、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとします。 これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、皆伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めることとします。

【別表1】

区分	森林の区域		森林の名称	面積(ha)
	桑	1008力8	東島田ふるさとの森	7.04
	桑	1008力10		
	桑	I008力14		
	桑	I008力16		
 保健文化機能の維持増進を図るための	大谷	B008>8 1	- - 小山思いの森 -	
森林施業を推進すべき森林	大谷	B008>9		
	大谷	B008シ11		
	大谷	B008シ12 1		
	大谷	B008シ12 2		
	大谷	B008シ13 1		

イ 施業の方法

アに掲げる森林の区域の施業の方法を別表2に定めるものとする。

【別表2】

施	森林の区域		森林の名称	面積(ha)	
		桑	1008力8	東島田ふるさとの森	7.04
		桑	I008力10		
		桑	I008力14		
		桑	I008力16		
複層林施業を		大谷	B008>8 1	- 小山思いの森 -	
推進すべき森林		大谷	B008>9		
		大谷	B008シ11		
		大谷	B008シ12 1		
		大谷	B008シ12 2		
		大谷	B008シ13 1		

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内 における施業の方法

該当なし

3 その他必要な事項

都市近郊に存在し、郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている林分、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する林分及び騒音防止等の機能を発揮している林分について、皆伐による伐採を行う場合には、適切な伐区の形状・配置・保護樹帯の設置等により当該機能の確保ができるよう帯状伐採や小面積の伐採とするよう留意するものとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 県や林業事業体と森林情報の共有を図るとともに、森林の土地の所有者届出制度等の運用によ る森林所有者情報の精度向上、また、栃木県が整備を進めている航空レーザ計測による森林資源 情報の共有を促進します。
- 2 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 該当なし
- 3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 該当なし
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度の主な対象となる人工林針葉樹林は市内全域で約28haとなっており、森林所有者への意向調査を実施し、林分の状況及び所有者の意向に応じて、快適環境形成の機能を発揮できる森林となるように施業を実施していきます。

5 その他必要な事項 該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林は、コナラ・クヌギ等の天然広葉樹林とアカマツ天然林が9割以上を占め、すべてが民有の平地林となっています。森林所有者の所有規模は零細で、森林が分散しているなどから森林の管理や施業への関心が低く、多くの平地林が手入れが十分されず放置されている状況にあります。

これらの森林の適切な森林施業や施業の共同化を推進するため、市が中心となって森林所有者に対する森林の管理・施業に関する啓発や指導を積極的に行い、施業に不可欠な地域における活動の実施や施業の共同化の合意形成に努めることとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市による協議会等を開催し、普及・啓発活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の締結を推進します。

- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 該当なし
- 4 その他必要な事項 該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 該当なし
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 該当なし
- 3 作業路網の整備に関する事項 該当なし
- 4 その他必要な事項 該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の森林は天然林が9割以上を占め、所有規模は極めて零細な民有の平地林が分散していることなどから、森林整備に係る事業量が少なく、また、森林組合等の林業者の組織もなく林業従事者の確保が難しい状況にあります。そのため、広域的な観点から渡良瀬川流域内の市町や森林組合と共同で、森林施業の担い手の養成・確保を検討することとします。

県においては、新規林業就業者の確保・育成について、栃木県林業人材確保・育成方針(令和3年1月策定)に基づき、栃木県林業大学校を中核とし、幅広い知識・技能を習得した多様な人材の育成に努めるほか、栃木県林業労働力確保支援センター等と連携し、就業相談会の開催、就業体験等の実施による林業従事者のキャリア形成の支援を図るものとされています。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

材価の低迷による収益性の低下や林業労働者の減少・高齢化が進行していることから生産性の向上を図るため、高性能林業機械による新たな作業システムの導入、さらに普及定着と技術者の養成を計画的に推進する必要があります。そのため、流域内の市町や森林組合等と共同で促進策を検討することとします。

県においては、スマート林業の取組として、自動化技術等を活用した未来技術と高性能林業機械など現在の技術を組み合わせ、生産性を最大化する作業システムの構築を進めており、小山市においても連携を図ることとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 本市は、木材の消費地であることから流域森林・林業活性化協議会と連携し、的確な消費者 ニーズの把握と流域内の木材による木造施設の建設や地域工務店・木材業者らによる「顔の見える家づくり」等を推進することが重要です。

平成23(2011)年に策定した「とちぎ木材利用促進方針(令和5(2023)年改正)」に基づき、公共建築物のほか、民間建築物を含めた「建築物全体」におけるより一層の木材利用を促進します。









小山市では、令和3年5月開庁の市役所新庁舎の議場、令和3年7月開館の市立体育館、令和 4年4月開校の豊田小学校の校舎・体育館の一部に、県産出材を使用して木造・木質化しました。 ○地域工務店・木材業者らによる「顔の見える家づくり」については、これまでも様々な活動が展開 されています。市でも各種のイベント等で、木材利用の促進の普及啓発活動を行ってきましたが、 今後はより一層、県、渡良瀬川流域森林・林業活性化センター、近隣市町の森林所有者の組織し



よる「顔の見える家づくり」

活性化協議会の 木材普及活動

県

市

市民等への木材の普及啓発

地域工務店・木材業者らに よる「顔の見える家づくり」

市 県

関係 機関

活性化協議会の 木材普及活動

より多くの市民への 木材普及啓発活動



材木店の見学



木造住宅の見学

(2) 特用林産物のシイタケについては、市内各地において、生産が行われていますが、いずれも 小規模で生産量は減少傾向です。

今後については、菌床の共同生産や経営の合理化及び品質の向上を図り、関係機関との連 携を強化し、販路の拡大に努める等、生産の振興を図ることとします。

(3) スギ・ヒノキの苗木の生産については、桑地区を中心に古くから行われています。

最近では、皆伐施業の推進に伴う植林面積の増 加により、苗木の需要量も増加してきています。更 に、成長に優れた「エリートツリー」や花粉発生源 対策の加速化を図る「花粉の少ない苗木」などの 新しい需要も生まれてきていることから、県と連携 して、苗木生産の振興を図ることとします。



Ⅲ 森林の保護に関する事項

- 第 1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

2 その他必要な事項

該当なし

- 第 2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

森林病害虫等の被害対策については、松枯れ、ナラ枯れ等の森林病害虫による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

ナラ枯れ被害については、本市において令和2(2020)年9月に発生を確認して以降、県の助言・補助を受けて、被害木について立木及び伐倒くん蒸を行いました。

今後も関係機関等との情報共有を密にし、監視体制の強化を図るとともに、継続して防除を実施します。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

該当なし

3 林野火災の予防の方法

林野火災から森林を守るため、防火線の配置、消防等関係機関と調整を行い森林の保全管理 体制の整備拡張に努めます。

- 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 小山市火入れに関する条例に基づき実施します。
- 5 その他必要な事項

該当なし

Ⅳ 森林の保健機能の維持増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

施設の種類	位置	規模
小山思いの森	神鳥谷	3.62ha

保健文化機能の高度発揮を図るため、新小山市民病院に隣接する「小山思いの森」について、保健機能森林の区域を定め、森林浴、自然観察、遊歩道等に適した森林として広く利用に供するための適切な施業を実施します。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

地域森林計画で定める「保健機能森林の区域内における森林の施業の方法に関する指針」に基づき、択伐による施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とし、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進等を旨として定めるものとします。また、造林、保育、伐採に区分し、それぞれの望ましい施業の方法、施業を実施する上での留意事項について定めるものとします。

なお、表の施業の区分欄には、造林、保育、伐採の別を記載します。

【造林、保育、伐採の施業方法】

施業の区分		施業の方法
 造	林	伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新するものとします。 植栽では、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとします。
保	育	景観の向上に資するよう、必要に応じてササの刈払いを行うものとします。
伐	採	択伐を原則とし、伐採率は30%以内とします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備

①整備することが望ましい施設

管理施設、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設

②留意事項

自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土、盛土を最小限とする配置とすることとします。

遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配慮するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的に刈払い等のメンテナンスを行うこととします。

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高
スギ	18m
ヒノキ	18m
広葉樹	15m
その他	14m

4 その他必要な事項

保健機能林の管理・運営に当たっては、自然観の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設等の整備に努めることとします。

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画することとします。また、これによらない場合等においては、別途、国が定める要領等で定めるものとします。

- (1) Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2)Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) II の第5の3の森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び II の第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4)Ⅲの森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項 該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

〇生活環境施設の整備計画

本市の森林は、平坦部に分布する平地林です。特に市街地の近くに分布している森林及び思川・鬼怒川の河畔林は、自然景観を構成するだけではなく、市民の身近な緑や憩いの場としての生活環境保全機能が高く、その機能の持続的発揮が期待されています。

そのため、市民の生活環境を保全する観点からコナラ・クヌギ等を主体とする広葉樹や郷土種からなる多様な森林について、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林所有者・市民等との合意形成を図りながら、これらの平地林の整備・保全に努めることとします。



4 森林の総合利用の推進に関する事項

本市においては、東京圏に近いという地理的条件に加え、圏央道の全面開通などの広域交通網の整備等によりさらに立地利便性が高まり、引き続き、都市化が進展するものと思われます。都市化の進展とともに貴重となった森林に対する保健文化的な森林の総合利用に対する市民の要請も高まることが予想されることから、自然に親しむための保健文化機能を取り入れ、学習の場や教育的活動の場として整備し、森林空間の総合利用を図りつつ、貴重な平地林の自然環境の保全を図ることとします。

【森林の総合利用施設の整備計画】

施設の種類	現状(参考) (将来) 対図		(将来)		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
東島田ふるさとの森	東島田	3.3ha	東島田	3.3ha	1

東島田ふるさとの森は、下草刈り等の維持管理を毎年実施しておりますが、今後も市民の 憩いの場となるよう保健文化機能の増進を図るため、林内の木々の密度の見直しや、辺縁部 の危険木の伐採等の整備を実施いたします。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

貴重な平地林の保全・整備を図るため、市民の下刈や間伐等の森林づくりの体験の場、交流の場として活用し、森林・林業の知識や技術の習得等を行い、整備・保全のための協力者、または、団体の育成を図り、森林所有者との協定締結により利活用の場となるよう推進します。



6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者に対して順次、意向調査を実施し、経営管理権の設定を進め、事業の円滑な実施を 図ります。

7 その他必要な事項

- (1)整備した平地林
- 〇保安林 平成17年4月19日保安林指定 東島田地区3.3ha

○とちぎの元気な森づくり県民税事業による整備

整備年度	区分	場所	整備面積
H20年度	将来まで	乙女地区	3. 0ha
	通学路	間々田地区	1. 2ha
	通学路	生駒地区	0. 6ha
H21年度	通学路	南半田地区	1. 3ha
□ΖⅠ平戊	通学路	南和泉地区	1. 7ha
H22年度	通学路	東島田地区	3. 3ha
H23年度	通学路	鉢形地区	1. 6ha
	通学路	向野地区	2. Oha
H24年度 —	将来まで	向野地区	0. 7ha
	将来まで	喜沢地区	1. 8ha
	将来まで	西黒田地区	1. 4ha
	通学路	城東地区	0. 6ha
H25年度	通学路	向野地区	1. 4ha
	未来に	向野地区	2. Oha
H26年度	未来に	出井地区	2. Oha
H28年度	未来に	三拝川岸地区	0. 3ha
□ □20年度	通学路	乙女地区	0. 1ha
R2年度	未来に	千駄塚地区	0. 7ha
<u>수</u> 計			25. 7ha



乙女地区(H20年度整備)



西黒田地区(H24年度整備)

〇平地林利用協定による整備

整備年度	区 分	場 所	整備面積
H13年度	協定	中島地区	0. 47ha

(2) 小山市の平地林の整備計画について

豊かな水や空気を育み安全で安心できる環境をつくり、大切な森林を将来まで守り育てるために、栃木県の「とちぎの元気な森づくり県民税」や「森林環境譲与税」を活用して平地林の整備を進めます。

〇合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を促進します。

〇太陽光発電設備の設置にあたっては、小規模な林地開発での土砂流出の発生割合が高いこと、 太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊 性を踏まえ、適切な防災施設の設置等の開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住 民の理解に配慮することとします。

〇盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の制度の厳正な運用に努めることとします。

小山市森林整備計画 用語解説集

用語	読み方	用語解説	掲載頁
枝打ち	えだうち	節のない優良材をつくるために、計画的に一部の下枝を切り取ること。	13
エリートツリー	えりーとつりー	地域の人工造林地において、もっとも成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの。	7,18
皆伐	かいばつ	主伐のうち、択伐以外のもので、森林を構成する林木の一 定のまとまりを一度に全部伐採する方法のこと。	5,6,8, 15,18,20
顔の見える家 づくり	かおのみえる いえづくり	森林所有者、素材生産業者、森林組合、木材加工業者、設計士、大工・工務店などの川上と川下の関係者が一体となり、地域材を活用した家づくりを行うこと。	18
下種更新	かしゅこうしん	自然に散布した種子が林地に発芽し、林分が形成されること。	10
間伐	かんばつ	育てようとする樹木同士の競争を軽減するために、一部の樹木等を間引き、樹木の密度を調整すること。	4,5, 12,13,22
期待成立本数	きたいせいりつ ほんすう	現実林分における樹種別、林齢別の標準的なヘクタール 当たりの本数のこと。	9
公益的機能別 施業森林	こうえきてきき のうべつせぎょ うしんりん	森林の有する公益的機能の別に応じて、当該森林の伐期の間隔の拡大及び伐採面積の規模の縮小、その他の当該森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林のこと。	14,21
材積	ざいせき	木材や樹木の体積のこと。	5,7
作業路網	さぎょうろもう	森林内にある公道、林道、作業道のこと。	1,16
地際部	じぎわぶ	生育中の植物の地表面に位置する付近の部位のこと。	10
地拵え	じごしらえ	伐採後に取り残された木の根や枝などを整理して新たな苗 を植栽できるように土地を整理すること。	8
下刈	したがり	植栽した苗木の生育を妨げる雑草や潅木を刈り払う作業のことで、一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に行われる。	12,22
樹冠占有面積	じゅかんせんゆ うめんせき	「樹冠」とは樹木の幹の上部にあって枝や葉の茂っている部分のことで、その「樹冠」が占めている面積のこと。	7
主伐	しゅばつ	利用できる時期に達した立木を伐採収穫することで、間伐 と異なり、次の世代の樹木の生育を伴う伐採及び林木育成 以外の用途に供するために行う伐採をのこと。	5,6,12,21
除伐	じょばつ	育てようとする樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業のことで、一般に、下刈りを終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。	13
人工造林	じんこうぞうり ん	苗木の植栽、種子の播き付けのような人手を加えることに より森林の造成を行うこと。	7,8,10,11
森林環境譲与 税	しんりんかん きょうじょうよぜ い	令和6年度から国税として1人年額1,000円を市町村が賦課 徴収することとされている「森林環境税」を財源に、森林整 備や「森林経営管理制度」を導入するために、令和元年度 より国から市町村や都道府県に対して、私有林人工林面 積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分し て譲与されている地方譲与税のこと。	2,24

小山市森林整備計画 用語解説集

用語	読み方	用語解説	掲載頁
森林組合	しんりんくみあい	森林所有者が出資して設立した協同組合のことで、森林所有者の森林経営のために、経営指導、施業の受託、共同購入、林産物の加工・販売などの事業を行う。	17
森林経営管理 制度		経営管理を行う必要のある森林について、市町村が森林 所有者の意向を確認し、森林所有者の委託を受けて民間 の林業経営者に再委託するなどにより、林業経営と森林の 管理を実施する制度のこと。	15,23
粗腐植	そふしょく	落葉や落ちた枝が一部分解された地面のこと。	10
帯状伐採	たいじょうばっ さい	森林の一定の区画を帯状に伐採すること。	15
択伐	たくばつ	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐 採する方法のこと。	5,6,8, 14,15,20
天然更新	てんねんこうし ん	植栽等の人為によらずに、自然に落ちた種子の発芽や樹 木の根株からのぼう芽により森林の造成を行うこと。	6,9,10,11
天然更新補助 作業	てんねんこうし んほじょさぎょう	天然更新をするうえで、ササ類の除去等の人手を補助的に加えること。	10
とちぎの元気な 森づくり県民税 事業	とちぎのげんき なもりづくりけ んみんぜいじ ぎょう	平成20年4月から導入された栃木県の補助事業で、とちぎ の元気な森づくり県民税を財源に、地域提案による里山林 の価値を活かした整備や、住宅地や通学路周辺の安全・ 安心確保、野生獣を人里に近づけないようにするための里 山林整備の事業を支援。	2,23
ナラ枯れ	ならがれ	森林病害虫であるカシノナガキクイムシが、病原菌である「ナラ菌」をナラ・シイ・カシ類の樹体内で増殖させることで、水を吸い上げる機能を阻害して枯死させる木の伝染病のこと。	19
伐期齢	ばっきれい	「伐期」とは材木が生産目的を完全に満たした状態に達した時期のことで、林業経営の計画を立てるために予測的に主伐林齢を設定すること。	5,13
伐区	ばっく	伐採する区域のこと。	5,15
複層林	ふくそうりん	人工更新により造成され、樹齢、樹高の異なる樹木により 構成された森林のこと。	7,14,15
複層林施業	ふくそうりんせ ぎょう	人工造林により造成した森林において、森林の構成する林木を部分的に伐採し、人工造林により複数の樹冠層を有する森林を造成する施業のこと。	14,15
平地林利用協 定	へいちりんりよ うきょうてい	市内の貴重な平地林を保全するために、平地林所有者、 利用団体、市が3者協定を結び、清掃、下草刈等の維持管 理活動を行うこと。	24
保安林	ほあんりん	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境 の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため農林水 産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと で、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されてい る。	1,4,7,14,23
保育	ほいく	植栽を終了してから伐採するまでの間に樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。	2,4,8, 12,13,20
ぼう芽更新	ぼうがこうしん	伐採した樹木の根株部分から発芽(ぼう芽)させ、育てることによって林分を仕立てること。	10
保護樹帯	ほごじゅたい	新生林分の保護及び地力維持、公益的機能の確保のため に設置する森林のこと。	6,15

小山市森林整備計画 用語解説集

用語	読み方	用語解説	掲載頁
松枯れ	まつがれ	森林病害虫であるマツノマダラカミキリが媒介して、「マツノザイセンチュウ」という線虫がマツの樹体内に入ることで、水を吸い上げる機能を阻害して枯死させる木の伝染病のこと。	19
林業普及指導 員	りんぎょうふ きゅうしどうい ん	林業改良を目的とする改良指導や、林業に関する技術の 普及指導を行う専門家で、その資格を得た都道府県の職 員のこと。	5,7,12
林分	りんぶん	樹種、年齢、立木密度、生育状態などがほぼ一様で、隣接したものとは森林の様相(林相)によって明らかに区別がつく一団地の森林のこと。	5,12,13,15